８月定例教育委員会

参考資料

（令和７年８月２７日）

承認

第　２号　学校運営協議会委員の任命について　（教育研究所）・・・１頁

第　３号　丹波篠山市社会教育委員・公民館運営審議会委員の委嘱について
（社会教育・文化財課、中央公民館）・・・４頁

第　４号　丹波篠山市文化財保護審議会委員の委嘱について
（社会教育・文化財課）・・・９頁

○丹波篠山市立学校園における学校運営協議会の設置等に関する規則

平成２９年３月２２日
教委規則第２号

（目的）

第１条　この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号。以下「法」という。）第４７条の５の規定に基づき設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（趣旨）

第２条　協議会は、学校園運営に関して丹波篠山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）並びに校長及び園長（以下「校園長」という。）の権限と責任の下、保護者及び地域住民の学校園運営への参画、支援及び協力を促進することにより、学校園と保護者、地域住民等との信頼関係を深め、一体となって学校園運営の改善や園児児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

（設置）

第３条　教育委員会は、前条の趣旨に基づき、その所管に属する学校園（丹波篠山市立認定こども園条例（平成２７年篠山市条例第２５号）に規定する認定こども園を含む。以下同じ。）ごとに協議会を置くものとする。ただし、二以上の学校園の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、二以上の学校園について一の協議会を置くことができる。

２　教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校園（以下「対象学校園」という。）を明示し、当該対象学校園に対して通知するものとする。

３　教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校園の校園長、保護者及び地域住民の意向を踏まえるものとする。

（学校園運営に関する基本的な方針の承認）

第４条　対象学校園の校園長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

(1)　教育・保育目標及び学校園経営方針に関すること。
(2)　教育・保育課程編成の基本方針に関すること。
(3)　学校園予算の編成及び執行に関すること。
(4)　施設管理及び施設設備等の整備に関すること。

２　対象学校園の校園長は、前項において承認された基本的な方針に沿って、その権限と責任において学校園運営を行うものとする。

（学校園運営に関する意見の申し出）

第５条　協議会は、対象学校園の運営全般について、教育委員会又は校園長に対して、意見を述べることができる。

（住民参画の促進等）

第６条　協議会は、当該対象学校園の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

（委員の任命）

第７条　協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから校園長の推薦により教育委員会が任命する。

(1)　保護者
(2)　地域住民
(3)　対象学校園の校園長その他の教職員
(4)　学識経験者
(5)　その他教育委員会が適当と認める者

2　委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

3　委員は特別職の地方公務員の身分を有する。

（守秘義務等）

第８条　協議会の委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2　前項のほか、委員は次の各号にあげる行為をしてはならない。
(1)　委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
(2)　委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
(3)　その他、協議会及び対象学校園の運営に支障を来す言動を行うこと。

（任期）

第９条　委員の任期は３年とし、再任を妨げない。

2　第７条第２項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（報償）

第１０条　委員の報償は、別に定める。

（会長及び副会長）

第１１条　協議会に、会長及び副会長を置く。

2　会長は校園長の推薦により協議会が選任する。副会長は会長が指名する。

3　会長は、対象学校園の校園長と協議の上、会議を招集し、議長となり会務を総理する。

4　副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

（議事）

第１２条　協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2　議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は会長の決するところによる。

3　会長は、会議の会議録を作成しなければならない。

（会議の公開）

第１３条　会議は公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は協議会の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

2　傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

（庶務）

第１４条　協議会の事務局は、対象学校園内に置き、庶務は、対象学校園において処理する。

2　対象学校園の校園長は、協議会が開催されたときは、速やかにその報告書を教育委員会に提出する。

（指導及び助言）

第１５条　教育委員会は、協議会の運営状況について的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

２　教育委員会及び対象学校園の校園長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

（協議会の適正な運営を確保するために必要な措置）

第１６条　教育委員会は、前条による指導及び助言にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、協議会の適正な運営を確保するための措置を講じることができる。

(1)　協議会としての実態がないと認められる場合

(2)　協議会としての合意形成を行うことができないと認められる場合

(3)　その他対象学校園の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合

（委員の解任）

第１７条　教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

(1)　本人から辞任の申し出があった場合。

(2)　職務上の義務違反があった場合。

(3)　その他、解任に相当する事由が認められる場合。

（補則）

第１８条　この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は協議会が、その他協議会に関し必要な事項は教育委員会が別に定める。

附　則

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

○丹波篠山市社会教育委員に関する条例

平成１１年４月１日
条例第８３号
改正　平成１２年３月１日条例第１号
平成２６年３月２６日条例第７号

（趣旨）

第１条　この条例は、社会教育法（昭和２４年法律第２０７号。以下「法」という。）第１８条の規定に基づき、社会教育委員の設置、定数、任期その他必要な事項を定めるものとする。

（社会教育委員の設置）

第２条　丹波篠山市教育委員会に、社会教育委員（以下「委員」という。）を設置する。

（委員の定数）

第３条　委員の定数は、１１人とする。

２　委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員の解嘱）

第５条　委員に特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、その任期中であっても、これを解嘱することができる。

（委任）

第６条　この条例で定めるもののほか、社会教育委員に関し必要な事項は、丹波篠山市教育委員会規則で定める。

附　則

この条例は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則（平成１２年３月１日条例第１号）

（施行期日）

１　この条例は、平成１２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に社会教育委員又は公民館運営審議会の委員である者の任期は、その者が委員に委嘱された日から起算して２年とする。

附　則（平成２６年３月２６日条例第７号）

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

○丹波篠山市公民館条例

平成１１年４月１日
条例第８４号
改正　平成１２年３月１日条例第１号
平成１４年３月２７日条例第２１号
平成１４年７月３日条例第３０号
平成１４年１２月２７日条例第４６号
平成１５年３月１４日条例第１８号
平成１６年３月２５日条例第２１号
平成２０年１２月２４日条例第４７号
平成２１年２月２０日条例第２号
平成２４年３月１６日条例第１５号

（趣旨）

第１条　この条例は、社会教育法（昭和２４年法律第２０７号。以下「法」という。）第２４条、第２９条第１項及び第３０条第２項の規定に基づき、丹波篠山市立公民館の設置、管理及び職員に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　法第２０条の規定に基づき設置する公民館の名称及び位置は、別表のとおりとする。

（職員）

第３条　公民館に館長、副館長、主事等必要な職員を置く。

（公民館運営審議会の設置）

第４条　法第２９条第１項の規定に基づき第２条に規定する丹波篠山市立中央公民館に公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議会の委員の定数等）

第５条　審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに公募に応募した者のうちから教育委員会が委嘱する。

２　審議会の委員は、１１人以内とし、その任期は２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　審議会の委員に特別の事情が生じた場合は、教育委員会はその任期中であっても解嘱することができる。

（使用の許可）

第６条　公民館を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

（使用許可の制限）

第７条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、公民館の使用を許可しないことができる。

(1)　法第２３条の規定に違反すると認めるとき。

(2)　公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(3)　公民館の施設若しくは設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(4)　その他管理上支障があるとき。

（使用料）

第８条　使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、丹波篠山市公の施設使用料条例（平成１４年篠山市条例第３０号）により、使用料を納付しなければならない。

（目的外使用の禁止等）

第９条　使用者は、許可を受けた目的以外に公民館を使用し、又は第三者に権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用許可の取消し等）

第１０条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、公民館の使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。

(1)　この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2)　使用許可の条件に違反したとき。

(3)　その他教育委員会が必要と認めたとき。

（特別の設備）

第１１条　使用者が公民館に特別の設備をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。

（原状回復の義務）

第１２条　使用者は、公民館の使用を終わったとき、又は前条の規定により特別の設備をし、若しくは設備を変更したときは、使用後直ちに原状に回復しなければならない。第１０条の規定により使用許可を取り消され、又は使用を停止させられたときも同様とする。

（損害賠償の義務）

第１３条　使用者は、公民館の使用に際し、公民館の施設、附属設備又は備品等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに教育委員会に届け出るとともに、損害を賠償しなければならない。ただし、使用者の責めによらない理由によるときは、この限りでない。

（委任）

第１４条　この条例に定めるもののほか、公民館の管理運営並びに公民館運営

審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成１１年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例施行の日の前日までに、合併前の篠山町公民館の設置、管理及び職員に関する条例（昭和５０年篠山町条例第７４号）、公民館設置に関する条例（昭和４２年西紀町条例第１３号）、西紀町中央公民館使用料条例（昭和４７年西紀町条例第２号）、丹南町公民館の設置、管理及び職員に関する条例（昭和４９年丹南町条例第３３号）又は今田町公民館設置管理条例（昭和５２年今田町条例第２４号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成１２年３月１日条例第１号）

（施行期日）

1　この条例は、平成１２年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際現に社会教育委員又は公民館運営審議会の委員である者の任期は、その者が委員に委嘱された日から起算して２年とする。

附　則（平成１４年３月２７日条例第２１号）

この条例は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則（平成１４年７月３日条例第３０号）抄

（施行期日）

1　この条例は、平成１４年１０月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行前に徴収すべき理由の生じた使用料については、なお従前の例による。

3　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成１４年１２月２７日条例第４６号）抄

（施行期日）

1　この条例は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則（平成１５年３月１４日条例第１８号）

この条例は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則（平成１６年３月２５日条例第２１号）

この条例は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年１２月２４日条例第４７号）

改正　平成２１年２月２０日条例第２号

（施行期日）

１　この条例は、平成２１年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前にこの条例による改正前の篠山市公民館条例の規定によりなされた篠山市立西紀公民館に係る使用の許可その他の行為は、篠山市西紀老人福祉センター・デイサービスセンター条例（平成１１年篠山市条例第１１１号）の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成２１年２月２０日条例第２号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成２１年４月１日から施行する。ただし、附則第４項の規定は、公布の日から施行する。

附　則（平成２４年３月１６日条例第１５号）

この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

名称		位置
丹波篠山市立中央公民館		丹波篠山市網掛４２９番地（四季の森生涯学習センター内）
分館	丹波篠山市立城東公民館	丹波篠山市日置３８５番地１

○丹波篠山市文化財保護条例（抜粋）

平成１１年４月１日
条例第９５号

第６章　補則

（文化財保護審議会）

第３９条　法第１９０条第１項の規定に基づき、文化財の保存及び活用について審議するため、委員会の附属機関として丹波篠山市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

２　審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

○丹波篠山市文化財保護条例施行規則（抜粋）

平成１１年４月１日
教委規則第２８号
令和４年１２月２６日
教委規則第８号

（文化財保護審議会）

第１４条　条例第３９条の規定による丹波篠山市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）は、次の各号に掲げる事項について調査、審議し、又はこれらの事項に関して委員会に建議することができる。

(1)　文化財の指定又は指定解除に関すること。

(2)　無形文化財の保持者又は保持団体若しくは無形民俗文化財の保存関係者の認定又は認定解除に関すること。

(3)　条例第１３条（条例第３８条において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可又は指示に関すること。

(4)　条例第１７条（条例第３８条において準用する場合を含む。）の規定に基づく制限又は禁止に関すること。

(5)　その他委員会が必要と認める事項

（審議会委員）

第１５条　審議会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから委員会が委嘱する。

(1)　識見を有する者

(2)　その他文化財に関し識見の高い者

２　委員の定数は９人以内とし、任期は２年とする。ただし、補欠による委員の任期は前任者の残任期間とする。

（会長）

第１６条　審議会に会長を置く。

２　会長は、会議を主宰し、審議会を代表する。

３　会長は、委員の互選により定める。

４　会長の任期は、委員の在任期間とし、再選は妨げない。

（会議）

第１７条　会議は、会長が必要に応じて招集する。

２　会議の議長は、会長が当たる。

３　会議は、委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。